

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第二十二号）

○国税庁告示第二十二号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（平成三十年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から適用する。

令和元年十二月十三日

国税庁長官 星野 次彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件</u></p> <p><u>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第四項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める期間を次のように定め、平成三十年四月一日以後に法令の規定に基づき税務署長等（同令第三条第二項に規定する税務署長等をいう。）</u>に対して行われる申請等について適用する。</p> <p>1 この告示で使用する用語は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 <u>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間は、</u></p>	<p><u>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件</u></p> <p><u>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第四項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める期間を次のように定め、平成三十年四月一日以後に同令別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等（同令第三条に規定する税務署長等をいう。）</u>に対して行われる申請等について適用する。</p> <p>1 この告示で使用する用語は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 <u>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める期間</u></p>

国税の法定申告期限（電子情報処理組織を使用して還付請求申告書の提出があった場合には、当該申告書の提出があった日）から、当該法定申告期限から五年を経過する日（同日前六月以内に更正の請求があった場合には、当該更正の請求があった日から六月を経過する日）までの間とする。

[附則 略]

は、国税の法定申告期限（電子情報処理組織を使用して還付請求申告書の提出があった場合には、当該申告書の提出があった日）から、当該法定申告期限から五年を経過する日（同日前六月以内に更正の請求があった場合には、当該更正の請求があった日から六月を経過する日）までの間とする。

[附則 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。